

個人情報保護委員会所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理要綱

令和8年3月24日

個人情報保護委員会事務局長決定

第1 目的

この事務処理要綱（以下「本要綱」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条第1項及び第33条の2第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会が所管する統計調査の調査票情報を提供するに当たり、必要な事務処理を定め、当該事務処理の能率的及び統一的な運用を図ることを目的とする。

第2 定義

1 調査票情報

本要綱において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。

2 ドキュメント

本要綱において「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であることを示す情報をいう。例えば、データレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、母集団推計を行うための集計用乗率、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

3 中間生成物

本要綱において「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

4 公的機関

本要綱において「公的機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関及び地方公共団体をいう。

5 公的機関等

本要綱において「公的機関等」とは、上記4の「公的機関」、法第2条第2項に規定する独立行政法人等及び統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第10条で定める行政機関等に準ずる者をいう。

6 電子計算機

本要綱において「電子計算機」とは、サーバー、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

7 中央電子計算機

本要綱において「中央電子計算機」とは、調査票情報の二次的利用に関するポータルサイト（以下「マイクロデータ利用ポータルサイト」という。）を通じた調査票情報の一元的な提供申出を可能とするとともに、申出の受付、審査その他の調査票情報の提供に係る一連の事務の処理並びに調査票情報及びこれに付帯するドキュメント等の管理を一元的に可能とする電子計算機をいう。

8 情報システム

本要綱において「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアローンパーソナルコンピュータも含まれる。

9 オンサイト利用

本要綱において「オンサイト利用」とは、行政機関から調査票情報の提供を受けるに当たり、データの持ち出しができない仕組み、作業内容の監視システム等の高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

10 リモートアクセス

本要綱において「リモートアクセス」とは、行政機関から調査票情報の提供を受けるに当たり、利用者の自宅、研究室等から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

第3 調査票情報の提供に際しての基本原則及び運用体制

1 基本原則

法第33条第1項の規定に基づく調査票情報の提供は、同項第1号又は第2号に該当し、かつ、調査票情報の利用が調査対象者等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条の規定が確実に遵守されると認められる場合に行うものとする。また、法第33条の2第1項の規定に基づく調査票情報の提供は、同項に該当し、かつ、調査票情報の利用が調査対象者等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条の規定が確実に遵守されると認められる場合に行われるものとし、オンサイト利用を前提として、法第37条の規定等に基づき、事務を独立行政法人統計センターに委託するものとする。

2 運用体制

法第33条に基づく調査票情報の提供の事務処理を行うに当たり、個人情報保護委員会内の対応を統一化し、併せて運用体制を明確にするため、個人情報保護委員会が実施した調査の調査票情報の提供の依頼の申出をする者（以下「申出者」という。）に対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす組織として総合案内窓口を設置する。なお、共管統計調査の運用体制にあたっては、総合案内窓口が他府省との調整を事前に行う。

また、総合案内窓口は必要に応じて関係職員を構成員とする会議を随時開催することなどにより、個人情報保護委員会内における対応・意思の統一化を図る。

個人情報保護委員会事務局における総合案内窓口は、総務課人事企画係とする。

第4 秘密保護及び適正管理の確保

1 基本方針

統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、法第39条第1項及び規則第41条の調査票情報の適正管理に関する規定並びに法第41条の守秘義務に関する規定、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「管理ガイドライン」という。）等を踏まえ、調査票情報の適正管理に必要な措置を講ずるとともに、秘密の保護に万全を期すものとする。

また、調査票情報の提供に当たっては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）、統計委員会答申（平成30年12

月17日付け統計委第16号)等を踏まえ、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能なオンサイト利用の枠組みを最大限活用する。特に、法第33条の2第1項の規定に基づく調査票情報の提供については、調査票情報のより厳格な管理に資する観点から、オンサイト利用を前提とする。

さらに、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、リモートアクセスを併せて活用する。

2 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管・整備

調査票情報の提供に当たっては、調査票の原票又は電子化された調査票情報が利用に必要なドキュメントとともに適切に保管されている必要があるため、統計調査を所管する部署は、所管統計調査に係る統計の作成完了後、管理ガイドラインに基づき、調査票情報及びドキュメントの適正な保管等の措置を講ずる。また、調査票情報及びドキュメントの整備に当たっては、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)別紙4及び「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」(令和6年2月26日統計企画会議申合せ・統計基盤デジタル化推進会議申合せ)を踏まえ対応する。特にオンサイト利用に係る調査票情報のデータ形式はCSV形式が望ましい。

総合案内窓口は、申出者からの調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、個人情報保護委員会内の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、各統計調査を所管する部署を把握し、調査票情報利用管理リスト(様式第14号)を作成する。なお、当該リストは、年1回以上更新する。

第5 利用者に対する周知・情報提供

申出者の利便性、提供手続の透明性等を確保する観点から、本要綱をインターネット等により対外的に公表する。

第6 事前相談への対応

個人情報保護委員会委員長が実施する統計調査の調査票情報の提供を受けることを検討している者は、総合案内窓口に事前相談を行う。総合案内窓口は、調査票情報の提供を受けることを検討している者から連絡・相談等があった場合には、法第33条に規定の趣旨、利用の制限(守秘義務、利用期間、提供可能な情報)、審査基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度

（法第32条、第33条の2、第34条及び第36条）と混同していない点等についても確認を行う。

また、当該申出にかかる提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。

なお、相談に当たっては、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて行うものとする。

第7 申出書の受付

1 申出書の提出

調査票情報の提供の申出は、申出者又はその代理人が、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、個人情報保護委員会委員長宛ての文書（以下「申出書」という。）をもって行うものとする。

なお、申出書は原則として個人情報保護委員会が定める様式（様式第1号）とする。マイクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出を行う場合には、下記2の申出書の記載事項を入力して送信することにより、様式第1号別紙の提出に代えるものとする。

2 申出書の記載事項

（1）申出者の属性

以下に掲げる申出者の区分に応じて、当該申出者の氏名又は名称、連絡先等を記載する。

なお、規則第8条第1項第4号に規定する者の場合には、公的機関と同様の内容を記載する。

- ・ 公的機関の場合には、当該公的機関の名称、担当部局又は機関の名称、所在地及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の場合には、当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の職名、氏名及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 個人の場合には、当該個人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 代理人によって申出を行う場合には、当該代理人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及びe-mailアド

レス)

(2) 調査票情報を特定するために必要な事項

① 統計調査の名称及び年次

個人情報保護委員会が提供可能としている調査票情報に係る統計調査の名称及び年次を記載する。

なお、複数の調査票や調査名により一つの統計調査を構成している場合には、年次等によって統計調査の名称が異なる場合は、それが明確になるよう記載する。

また、提供可能とする調査票情報に係る統計調査は、原則として結果が公表済みのものとする。ただし、申出者が公的機関であり、申出者が法令の定める事務又は業務を遂行するために必要がある場合においては、結果が公表されていない統計調査を記載することができる（その場合、下記第8の3（3）に定める審査基準に基づき審査を行う。）。

② 利用する調査票情報の名称

統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する調査票情報の項目（利用する可能性があるものや制限変数として利用するものを含む。）が特定できるよう記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、一覧表形式で記載する等（※2）により、円滑な審査及び的確な項目の抽出が可能となるよう、分かりやすく記載する。

また、個人情報保護委員会が、調査票情報を基に加工して二次的に作成した項目（ウェイト等）についても必要に応じて記載する。

なお、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、第8の3のウに定める公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合又は異なる統計調査の複数の調査票情報若しくは調査票情報及び行政記録情報、民間情報等を結合しなければならない統計の作成若しくは統計的研究を行う場合には、名称、住所、所在地等を利用する具体的な理由を明確に記載する。

（※2）「○年度から○年度までの▲△統計調査中の××を除く全ての項目」といった指定方法も可とする。

③ 地域

どの地域の調査票情報であるかを記載する。

同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、それが明確になるよう記載する。

なお、地域属性について複数の概念がある場合には、〇〇県在住者、〇〇県通勤者等と適宜区分して記載する。

④ 属性的範囲

特定の属性的範囲（例えば、前年度売上金額1,000万円以下の事業所など）について利用する場合に記載する（この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものとみなす。）。

（３）調査票情報の利用目的

調査票情報の利用目的、調査票情報を利用して作成する統計等の内容等について、以下の利用区分に応じて具体的に記載する。なお、法第33条第1項第1号に該当する申出である場合には、その利用目的は統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に、同項第2号に該当する申出である場合には、その利用目的は統計の作成等にそれぞれ限定される。

（ア）法第33条第1項第1号の規定による統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

① 統計の作成等の場合

調査票情報の利用目的及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容を具体的に記載するとともに、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等（イメージでも可）は、原則として全て添付する。

ただし、地方公共団体における統計の作成の場合には、集計様式の添付を不要とする（集計様式の添付を省略する際も、上記のとおり作成する統計等の内容を具体的に記載すること）。また、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合には、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

また、調査票情報の利用期間については、原則として利用に必要な最小限の期間を記載する。ただし、地方公共団体における統計の作成の場合には、調査票情報の利用期間を原則1年間とし、継続的な利用が見込まれるときは、利用期間の延長を行うことがあり得る旨を記載することとして差し支えない。

② 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成の場合

調査票情報の利用目的とともに、調査票情報を利用して作成する調査対象名簿に係る統計調査その他の統計を作成するための調査の概要（調査の目的、調査対象地域、属性等）について記載する。

また、調査票情報の利用期間については、名簿の作成及び利用に必要な最小限の期間を記載する。

(イ) 法第33条第1項第2号に基づく調査票情報の提供

① 公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究の場合

i) 調査研究の名称

「〇〇に関する研究」など調査研究の名称を記載する。

ii) 調査研究の必要性

調査研究の必要性や意義、当該調査研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該調査研究に公的機関等による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）が交付・補助されている場合には、当該資金の交付決定通知書等の写しを添付する。

iii) 調査研究の内容等

調査研究の具体的な内容、公的機関等からの委託内容若しくは公的機関等と共同する内容又は競争的資金の補助に係る内容、調査票情報を利用する方法及び作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）について記載する。

また、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場

合の分析出力の様式等（イメージでも可）は、原則として全て添付する。ただし、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、かつ、個人情報保護委員会が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

iv) 調査研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

調査研究の研究スケジュール（当該調査研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントを返却する時期（リモートアクセスの場合、利用を終了する時期。年月日）を記載する。

また、調査票情報の利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合には、利用期間を1年以上として差し支えない。

② 特別な事由がある場合

申出に係る統計の作成等が、政策の企画、立案、実施、評価等として有用であることが分かる内容又は特別な事由があることが分かる内容を記載する。

また、上記内容を証明するものとして、行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等として有用である旨を記載した公文書を添付する。

（４）成果の公表方法

成果の公表の有無を明らかにするとともに、公表する場合には、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌など、調査研究等の成果を公表する方法及び予定の時期を記載する。

また、公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、個人情報保護委員会所管の統計調査の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨記載する。

（５）調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

調査票情報の利用場所（利用場所が複数にわたる場合にはその全

て)、利用環境、保管場所及び管理方法を具体的に記載する。なお、集計作業等を民間事業者等に委託する場合には、委託先における調査票情報の利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法も併せて記載する。

調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容については、規則第42条に規定された主体別適正管理措置（組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置及びその他の管理措置）の具体的内容を記載する。

なお、集計処理等を民間事業者に委託し、その利用又は保管が委託先となる場合も併せて措置の内容を記載する。

（６）調査票情報の利用者の範囲

調査票情報を利用する全ての者について、その所属、職名、氏名等を記載するとともに、これらの者が規則第11条第２項に掲げる者に該当しない旨を記載する。ただし、組織による利用のため、申出時点において個別の利用者を特定できない場合には、利用する組織をできるだけ限定的に記載し、利用者が明らかになった時点で速やかに追加する。

また、申出者は、公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究や大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究等の場合には、必要に応じて、利用者と当該調査研究との関係を明らかにする文書（競争的資金の交付決定通知書及び交付申請書の写し等）を添付する。なお、上記文書が添付できないときには、個人情報保護委員会において定めた様式第13号に基づく文書を添付することで、これに代替できるものとする。

このほか、調査票情報の利用に係る業務の一部を委託する場合又は調査票情報を利用して公的機関等と共同して研究を行う場合には、当該委託又は共同研究に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしているときには、当該覚書等の写しも添付する。なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、原則個人情報保護委員会において定める様式第11号による文書を添付することで、これに代替できるものとする。

さらに、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合には、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、その委託契

約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 調査票情報の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項（個人情報保護委員会が業務の再委託を認める場合、業務の再委託の取扱いに関する事項）
- ・ 調査票情報の監査業務の実施状況に関する事項（調査票情報の管理を含む。）
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

（７）調査票情報の提供方法及び年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合には、総合案内窓口における直接の受取又は郵送による送付のいずれかを記載する。

また、調査票情報の提供希望年月日（リモートアクセスの場合、利用開始希望日）を記載する。

（８）著作権の取扱い（名簿の作成の場合を除く。）

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して作成した統計等について、著作権を主張しない旨を記載する。

３ 本人確認

（１）申出者が個人である場合

総合案内窓口は、規則第８条第２項の規定に基づき、申出者及びその代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「個人番号カード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

また、旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）で申出が行われる場合においては、旧氏が併記された

本人確認書類の提示を求めるなどの方法により、本人確認を実施する。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとする。

① 電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類（写しも可）を２種類以上求め、本人確認を実施する。この場合において、規則に規定された本人確認書類を２種類そろえることができないときは、住民票の写し（申出日前６月以内に作成されたもの）なども認めるものとする。

なお、代理人が電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合も同様とする。

② 個人情報保護委員会に訪問して本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合には、申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

一方、氏名、生年月日及び住所が記載されているが、顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合又は顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合には、２種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日及び住所の全てを確認する。

なお、必要に応じて、総合案内窓口において本人確認書類の複写を行い、申出書の関係書類として取り扱う。

（２）申出者が法人等である場合

総合案内窓口は、規則第８条第２項の規定に基づき、法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前６月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足る書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等）の提示又は提出を求めることにより本人確認を実施する。

また、必要に応じて、連絡担当者（総合案内窓口に訪問する者を含む。）が当該法人等に所属することを示すものについても提示又は提出を求める。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとする。

(3) 代理人による申出の場合

代理人の本人確認は、申出者と同様に行い、この場合の申出者の本人確認は、電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合に準じるものとする。

また、代理人による申出の場合、代理権を証明する書面の提出を求める。

第8 個人情報保護委員会による審査

1 審査担当部署

審査は、原則として中央電子計算機を活用して行うものとし、統計調査を所管する課室において適切な役割分担の下に実施する。

2 申出書の受領と審査

申出書を受領した課室において、形式的な審査を行うものとする。

なお、審査に当たっては、対応の統一性を確保する観点から個人情報保護委員会が定めた様式（様式第12号）に基づき審査票を作成する等して審査する。

3 申出に対する基本的審査基準

調査票情報の提供に当たっては、法第33条第1項の要件に該当するとともに、調査票情報の利用に際して、調査対象者等の秘密保護に欠けることなく、法第42条及び第43条の規定が確実に遵守されると認められることが必要である。

また、調査票情報の利用については、次のアからウまでのいずれかであることが必要であり（ただし、ウの利用は同項第1号に該当する場合のみ可能）、個々の申出については、申出書の事項ごとに以下（1）の個別の審査基準に基づき審査し、承諾の可否を決定する。

ア 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の

利用についても「統計の作成」目的に含まれる。（※3）

また、調査票情報の内容を他の配布前の調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。

（※3）例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合には、「法人名」そのものは集計の対象とはされないものの、「法人名」によって「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。

イ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。

例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析（※4）を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

（※4）「回帰分析（Regression analysis）」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。また、説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。なお、説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択したりすることも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

ウ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること

作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。

当該名簿は公的機関等が実施する「統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

「統計調査その他の統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定する「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意識調査や世論調査等）についても含まれる。

また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは（例えば、企業名と住所の宛名情報だけの場合）、本目的に含まれる。

なお、「統計調査その他の統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

（１）個別の審査基準

① 法第33条第1項第1号に該当する申出の場合

調査票情報の利用目的が、上記のアからウまでのいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が公的機関等の長であることが必要である。

また、当該調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す原則個人情報保護委員会において定める書類（様式第2号）が添付（公的機関が申出する場合を除く。）されており、当該利用が個人の利用ではなく当該組織として必要であると認められることが必要である。

② 法第33条第1項第2号に該当する申出の場合

調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が、前述のア又はイのいずれかであることが必要であるとともに、規則第11条第1項各号のいずれかに該当することを外形的に確認するため、それを証明する、次の i) 又は ii) の文書が添付されていることが必要である。

i) 規則第11条第1項第1号又は第2号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

ii) 規則第11条第1項第3号該当の場合

行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書又は公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有するものとして特別の事由があることについて記載した公文書

(2) 調査票情報の利用者の範囲

① 法第33条第1項第1号に該当する申出の場合

法第33条第1項第1号に該当する申出の場合、申出を行った公的機関等にその利用を認めるものであり、当該公的機関等に所属する個人のための利用を認めるものではないことから、調査票情報の利用者は、職務に関して必要最小限の範囲とすることが必要である。

また、調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類が添付されていることが必要である（公的機関が申出を行う場合を除く。）。

さらに、調査票情報の集計処理等を外部に委託する場合には、規則第42条第1項に規定する受託者における調査票情報の適正管理措置についての必要な確認を行うこと及び受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと並びに同条第3項に規定する調査票情報の適正管理措置が確実に講じられることが必要であり、委託契約書、秘密保護に関する覚書等により確認することが必要である。

② 法第33条第1項第2号に該当する申出の場合

法第33条第1項第2号に該当する申出の場合には、上記①に該当する者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、規則第11条に規定する統計の作成等を行う者であるため、申出者は、法人等や個人のいずれにも限定されないこととなる。

このため、法人等が組織として申出を行う場合には、当該法人

等を申出者として、調査票情報の利用者は、統計の作成等に関して必要最小限の範囲とすることが必要である。

また、研究者等が個人として申出を行う場合には、当該個人を申出者とし、複数の個人による申出の場合には、その代表者を申出者とする。

なお、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、公的機関等からの委託等又は競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかにされているような場合に限って利用が認められる。

このほか、利用者が同条第2項第1号から第5号までに掲げる者（欠格事由）に該当する場合には認められない。

（3）利用する調査票情報の名称及び範囲

利用する調査事項（調査票情報）について、利用目的のほか、集計様式や分析出力様式等に照らし、不要なものが含まれていないことを客観的・外形的に判断する。また、集計様式が既に公表されている集計結果から作成できない場合であることが必要である。

ただし、地方公共団体における統計の作成の場合には、集計様式の提示を省略し、利用目的から判断して、明らかに不要とされるときを除き、柔軟に対応することができる。

なお、継続的に行われている将来実施予定の統計調査についての申請であって、合理的な理由かつ当該申請内容で将来提供することに支障がないことが認められる場合に限り、3年以内の範囲で複数年分の申請を認めることができる。

また、調査対象の名称、所在地等は、原則として提供しないが、①公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、②複数の調査票情報、他の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければならない統計の作成又は統計的研究を行う場合であって、集計処理過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄されるときは提供しても差し支えない。

上記のほか、調査結果が公表されていない統計調査の調査票情報については、当該調査結果に係る調査票情報の審査が完了している場合であって、公的機関が法令の定める事務を遂行するため必要不可欠（公衆衛生上の重大な危害、経済事情の急激な変動などの緊急事態に対応する場合を含む。）であると認められ、かつ、当該調査

票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果の公表が原則として当該調査結果の公表後に行われるときに限って、提供することができる。

（４）公表の方法

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して行った調査研究の成果等について、原則としてインターネットの利用その他の適切な方法（学会発表、学術雑誌掲載等を含む。）により自ら公表することが必要であり、公表しない場合には、その理由が妥当なものであることが必要である。

また、当該公表に当たっては、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう申出書に記載した秘匿措置を講ずることが必要であるとともに、例えば、「個人情報保護委員会の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など当該調査の所管府省及び提供を受けた統計調査の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することが必要である。

（５）調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

申出者の区分に応じて、次の（ア）から（オ）までに掲げる適正管理措置のカテゴリーに掲げられた要件を全て満たすことが必要である。

また、集計処理等について委託を行う場合であって、調査票情報の利用又は保管が委託先で行われるときについても同様であり、委託契約書等において確認することが必要である。

（ア）組織的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること（公的機関等を除く。）

基本方針では、調査票情報の適正管理に関する考え方を示すとともに、関係法令や規程等を遵守するなどの内容とすることが必要である。なお、当該基本方針は、添付書類として提出を求めることを原則とする。

② 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること

調査票情報を取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を配置するとともに、当

該情報を取り扱う権限及び責務並びに業務について、原則個人情報保護委員会が定める調査票情報に係る管理簿（様式第10号）に記載するなど、その明確化を図ることが必要である。

③ 調査票情報に係る管理簿を整備すること

提供を受けた調査票情報の名称、年次、ファイル数、利用期間（返却期限）、保管場所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載した調査票情報に係る管理簿（様式第10号）を整備することが必要である。

④ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと

組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程を策定し（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合には、これを準用することも可能とする。）、調査票情報を取り扱う者に周知徹底するとともに、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析の上で評価し、必要な改善策を講ずることが必要である。

なお、当該規程は、添付書類として提出を求めることを原則とする。

⑤ 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと

第三者機関や内部の情報セキュリティ担当部署等、調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われることが必要である。

⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、総合案内窓口への報告を迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制を整備することが必要である。

(イ) 人的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 申出者が法人等の場合には、調査票情報を取り扱う者が次のいずれにも該当しない者であることを確認すること

- ・ 法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を取り扱うことが不適切であると総合案内窓口が認めた者

② 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと

調査票情報の適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう当該情報を取り扱う者に対して関係法令や規程等の内容、研究倫理等について、適切な教育及び訓練を行うことが必要である。

なお、研究倫理に関する教育については、例えば、国立研究開発法人科学技術振興機構や独立行政法人日本学術振興会等における研究倫理教育に関する教材の活用、研究機関等における研究倫理教育の受講などが想定される。

(ウ) 物理的管理措置

① 調査票情報を取り扱う区域を特定すること及び当該区域への立入りの制限をするための措置を講ずること

調査票情報の利用場所については、当該情報が持ち出されないよう施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されるとともに、当該情報の利用時に利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われるなど、利用場所への入退室管理を行うことが必要である。リモートアクセスの場合も同様の措置が必要である。

- ② 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること

調査票情報が限定された電磁的記録媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等に保管されること、また、調査票情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されること、さらに、利用場所から調査票情報が取り外し可能な外部記録装置等に転送されるなどにより不正に持ち出されないこと等の保安対策を講ずることが必要である。

- ③ 調査票情報を削除し、又は当該情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと

調査票情報の利用期間終了までに調査票情報及び集計作業等によって生成される中間生成物を削除する場合には、専用ツールを用いるなどにより第三者が復元できない手段で行うことが必要である。

また、調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物が記録された機器、電磁的記録媒体等を廃棄する場合も、物理的な破壊など当該機器等に記録されている調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物を復元することができない手段で行うことが必要である。

さらに、これらの情報の削除や機器等の廃棄を行った場合には、その記録（削除日又は廃棄日及びその内容）を保存しておくことが必要である。

(エ) 技術的管理措置

- ① 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること

調査票情報を利用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を図るなど、利用者以外の者が調査票情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないよう制御された情報システムの環境であることが必要である。

- ② 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合には、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること

調査票情報を利用する情報システムにコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策など不正アクセス行為を防止するための措置を講ずることが必要である。

- ③ 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること

外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機を利用する場合（リモートアクセスの場合を除く。）には、オフラインで集計作業等を行い、作業後は当該電子計算機に調査票情報及び中間生成物は残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、リモートアクセスの場合には、情報セキュリティ対策の状況が定かではない又は不十分なネットワークを利用しない、通信の暗号化や通信の際のなりすましを防止するための措置など、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずることが必要である。

（オ）その他の管理措置

- ① 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと

調査票情報の取扱いに関する業務を委託するに当たっては、第7の2の（6）に掲げるとおり、善良なる管理者の注意義務に関する事項、秘密保持義務に関する事項等を契約書又は覚書等に明記する等、適切な措置を講ずることが必要である。

- ② 上記①の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

申出者と受託者との間において、再委託の禁止（個人情報保護委員会が業務の再委託を認めた場合を除く。）、定期的な報告、立入検査の実施等をあらかじめ定めるとともに、これを適切かつ的確に実施することが必要である。

- ③ 調査票情報の提供を受けた者が調査票情報の適正管理に関して

相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること
(公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。)

過去に調査票情報の提供を受け、当該情報を適正に管理しつつ統計の作成等を行った経験を有する者や調査票情報以外の個別情報(匿名データ等)を適正に管理しつつ研究分析等を行った経験を有する者など、過去の取扱実績等に鑑み、総合案内窓口において適当と判断される者であることが必要である。

- ④ 調査票情報に係る管理簿を整備すること(公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。)

上記(ア)の③と同様。

- ⑤ 調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと(公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。)

第三者機関や所属する組織の情報セキュリティ担当部署等調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われることが必要である。

- ⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること(公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。)

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、総合案内窓口への報告を迅速かつ適切に行うために、処理の手順をあらかじめ定めることが必要である。

(カ) 調査票情報の利用期間

研究等の期間に照らして、適切な期間であることが必要であり、調査票情報を返却する時期(リモートアクセスの場合、利用を終了する時期)が明確になっていることが必要である。

ただし、地方公共団体における統計の作成の場合には、調査票情報の利用期間を原則1年間とし、継続的な利用が見込まれる場合に1年ごとに更新手続(届出)を行うことを条件に最長5年間

の利用（４回の延長届出）を認めることができることとする。

（キ）調査票情報の提供方法

統計調査を所管する部署が実際に提供可能な電磁的記録媒体や方法であることが必要である。

また、調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合、総合案内窓口での直接の受取又は郵送による送付のいずれも可能であるが、申出者又は代理人の本人確認を実施した上で、当該本人に確実に提供されることが必要である。

（ク）著作権

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して作成した統計等について、著作権を主張しないと明記されていることが必要である。

第 9 審査結果の通知

審査結果の通知に当たっては、以下の事項に基づいて行う。

（１）申出を承諾する場合

個人情報保護委員会委員長は申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、承諾通知書（様式第 3 号）により通知する。

また、依頼書（様式第 5 号）、原則として個人情報保護委員会が定める様式による誓約書（様式第 6 号）及び利用規約（様式第 6 号別紙）を送付し、又はこれらの様式を入手することが可能なホームページアドレスを連絡する。

（２）申出を承諾しない場合

個人情報保護委員会委員長は申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、不承諾通知書（様式第 4 号）（調査票情報を提供しない理由を含む。）により通知する。

第10 依頼書等の提出

申出が承諾された申出者は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、依頼書（様式第 5 号）及び利用規約（様式第 6 号別紙）の内容を利用者全員が遵守する旨を記載した誓約書（様式第 6 号）を提出する。

なお、遵守内容が書類上明確となるよう、利用規約及び誓約書は一体とし

て提出する。

第11 調査票情報の提供

1 調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメント等の提供

依頼書の受領後、申出書に記載された方法により、調査票情報及び当該調査票情報の利用に必要なドキュメントの提供を行う。また、リモートアクセスの場合には、利用者IDやパスワード等の提供を行う。

また、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供方法は、郵送の場合には、申出者本人が確実に受け取ることができる郵便サービスを用いるものとする。加えて、電磁的記録媒体による情報の提供に当たっては、情報漏えい防止の観点から、未使用品の使用、暗号化やパスワードの付与など必要な措置を講ずる。

なお、提供の際には、調査票情報の提供を受ける者に対し、法第42条第1項の適用を受けて調査票情報を適正に管理する義務を負うこと、法第43条の適用を受け守秘義務が課せられること並びに法第57条第1項第3号及び法第59条第2項の罰則の適用があることを伝達する。

2 調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表

調査票情報を提供したとき（法第33条第1項第1号による場合を除く。）は、同条第2項及び規則第12条等の規定に基づき、当該調査票情報の提供後1月以内に、依頼書に記載された次に掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

（1）調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

申出者が個人の場合には、調査票情報の提供を受けた者全員の氏名を、法人等の場合には、当該法人等の名称を公表する。

（2）提供した調査票情報に係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

（3）調査票情報を提供した年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を総合案内窓口で直接受渡しを行った場合には当該受渡日、郵送により送付した場合には当該媒体の受取日をそれぞれ公表する。

また、リモートアクセスの場合には、利用者IDやパスワード等の通知を受けた日を公表する。

- (4) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属等
調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、総合案内窓口が調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合には、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。

- (5) 調査票情報の利用目的

調査研究の名称や高等教育の内容など、提供要件の区分に応じてその内容が明らかとなるよう簡潔に整理した利用目的を公表する。

3 承諾内容に変更が生じる場合の取扱い

- (1) 基本原則

調査票情報の提供後に申出書や依頼書等に記載された事項に変更が生じる旨申出者から連絡があった場合には、原則として改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、承諾を受けた利用目的や利用要件（調査票情報の利用期間を除く。以下同じ。）の範囲内で、利用者や調査票情報の追加、利用期間の延長等が生じることとなったときは、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出書の記載事項変更申出書（以下「変更申出書」という。）の提出により申出内容の変更を可能とする。変更申出書は、原則として個人情報保護委員会において定める様式（様式第7号）とする。

なお、申出者の組織名や役職名の変更、人事異動や体制変更に伴う担当者の追加・変更（申出者が公的機関等又は法人等の場合）、地方公共団体が統計を作成する場合の利用期間の更新など、形式的又は軽微な変更のときは、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、所属等変更届出書等の適切な方法による連絡によって確認を行うものとする。所属等変更届出書は、原則として個人情報保護委員会において定める様式（様式第8号）とする。

- (2) 提供要件を引き続き満たす変更の場合

(ア) 利用者の変更

申出者は、利用者の追加、交代又は除外が生じる場合には、変更申出書により変更手続を行い、個人情報保護委員会委員長は、追加等の理由が妥当かどうか第8に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準じて申出者に通知する。ただし、公的機関等又は法人等による申出であって、当該公的機関等若しくは法人等の職員の変更又は当該公的機関等若しくは法人等から委託を受けた民間事業者等（当初の申出において承諾を得ている場合に限る。）の職員の変更であるときは、所属等変更届出書による連絡で差し支えない。

また、上記通知後、変更が認められるときは、依頼書及び誓約書（追加又は交代の者のみ）の提出をもって調査票情報の提供を行う。

（イ）調査票情報の追加

申出者は、直接の利用目的に変更はないが、提供を受けていない同一年次の調査票情報や同一調査の年次の追加など、新たな調査票情報の提供を受ける必要が生じた場合には、追加が必要な理由、統計表の様式等を記載した変更申出書により変更手続を行う。

個人情報保護委員会委員長は、追加理由等が妥当かどうか第8や次の基準に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準じて申出者に通知する。

- ・ 調査票情報を追加することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や利用要件に変更がないこと。

また、上記通知後、追加が認められるときは、依頼書の提出をもって新たな調査票情報の提供を行う。

（ウ）利用期間の延長

申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合には、延長が必要な理由、希望する必要最低限の延長期間等を記載した変更申出書により変更手続を行う。ただし、地方公共団体における統計の作成のときであって、あらかじめ利用期間を延長することが一定の手続により認められているときを除くものとする。

個人情報保護委員会委員長は、延長理由等が妥当かどうか第8や次の基準に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準

じて申出者に通知する。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や利用要件に変更がないこと。
- ・ 延長理由から判断して、延長期間が最低限度に限られていること。
- ・ 提供を承諾してから初回の延長申出であること。

なお、延長が認められる場合には、報告書及び調査票情報に係る管理簿の提出時期も併せて延長を認めることができるものとする。

(エ) その他の変更

申出者は、やむを得ない合理的な理由により調査票情報の利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更が生じる場合には、変更申出書により変更手続きを行う。

個人情報保護委員会委員長は、変更の内容及び理由について第8の基準に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準じて申出者に通知する。

(3) 提供要件を満たさない変更の場合

記載事項に変更が生じ、提供要件を満たさない変更となった場合には、速やかに下記第12の調査票情報の利用後の措置を講ずる。

4 監査

総合案内窓口は、調査票情報に関する秘密の保護の徹底を図る観点から、必要に応じ、職員の派遣、定期的な利用実績の報告、モニタリング等により調査票情報の利用状況について監査を行う。

第12 調査票情報の利用後の措置

1 調査票情報の返却等

申出者は、調査票情報の利用期間終了（返却期限）までに、集計等のためにハードディスク等の記録装置に保存し、又は紙媒体等に出力した調査票情報及び中間生成物を復元できないように消去し、又は裁断する（リモートアクセスの場合を除く。）。ただし、調査票情報を再度利用することが予定されている場合であって、再度利用する際の名寄せによるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由があるときは、文書により個人情報

報保護委員会委員長の了承を得た上で、調査票情報を特定するキーコード（総合案内窓口が割り振った一連番号などであって、調査対象者が報告を行っていない情報）のみをマッチングキーとして保管することができる。

また、申出者は、法第33条第3項及び規則第14条の規定に基づき、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を遅滞なく総合案内窓口に提出する。その際、調査票情報の利用後の報告書（様式第9号）及び調査票情報に係る管理簿（様式第10号）を併せて提出するとともに、提供を受けた媒体等についても、書留（送料は申出者の負担）による送付又は総合案内窓口での直接の受渡しのいずれかにより返却を行う（法第33条第1項第1号の申出についても、上記取扱いに準ずるものとし、報告書については、様式第9号を活用する）。

なお、調査票情報を利用して作成した統計及び行った統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ総合案内窓口に提出する。

2 研究成果等の公表

(1) 総合案内窓口に提出された統計等の公表

総合案内窓口は、法第33条第4項並びに規則第15条及び第16条の規定に基づき、統計等の提出を受けた日から原則として3月以内に、調査票情報を提供した際に公表した事項（上記第11の2参照）に加え、報告書に記載された次のアからウまでに掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

なお、当該公表に当たっては、利用者における学術論文の発表時期や学術雑誌等への掲載時期等との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないように扱う。

ア 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

上記1により提出された統計又は統計的研究の成果を公表することを原則とするが、提出された統計のファイル数が膨大、統計的研究の成果が偏見を助長するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断される場合には、その概要を公表することとして差し支えない。

イ 統計又は統計的研究の成果に関連する事項

統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲（統計

の作成等に係る地域区分) その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項を公表する。

また、統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、総合案内窓口が特に必要と認める事項を公表する。具体的な事項としては、提供を受けた調査票情報による推計手法や分析手法など当該統計の作成等を再現するために必要な情報の提供を求め、これを公表することなどが想定される。

ウ 統計又は統計的研究の成果の公表状況

提出された統計又は統計的研究の成果の全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合には、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

(2) 申出者における研究成果等の公表

(ア) 成果の公表

申出者は、原則として、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表する。

また、当該公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、個人情報保護委員会の特定の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、個人情報保護委員会が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、申出時点では、学術雑誌への投稿等を予定していたが、調査票情報の利用期間終了時点において、論文審査中であることなどの理由により、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合には、報告書に今後の予定（見通し）を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて総合案内窓口に連絡する。

(イ) 成果が公表できない場合の取扱い

申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等により研究成果を公表することができない場合（法第33条第1項第1号の場合を除く。）には、研究等の状況の概要及び公表できない理由を報告書により総合案内窓口に報告する。

第13 調査票情報の不適切利用への対応

1 基本的な考え方

調査票情報の提供を受けた者は、法第42条第1項、第43条第1項及び第43条第2項の規定に基づき、それぞれ適正管理義務、守秘義務及び目的外利用の禁止が課されており、守秘義務については、法第43条第1項に違反した場合には、法第57条第1項第3号及び第59条第2項の規定に基づき、それぞれ罰則が適用される。

2 不適切利用の類型及び取扱い

次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある利用者の行為に対して、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて再発防止策や一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行うこと（1か月以上9か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報を紛失すること（1か月以上9か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報の内容を漏えいすること（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 期限までに調査票情報の返却等を行わないこと（返却が行われるまで他の調査票情報の提供禁止及び返却日以降、返却の遅延期間を勘案した一定期間の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しないこと（当該行為の内容を勘案した一定期間の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しないこと（当該行為の内容を勘案した一定期間の提供禁止）
- ・ 上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた提供禁止）

3 他の調査票情報の二次的利用との連携

他の行政機関又は指定独立行政法人等からの法第34条第1項の規定に基

づく委託による統計の作成等又は法第36条第1項の規定に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合には、同様の期間、当該措置が講じられている者に対して調査票情報の提供を行わないものとする。

4 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合には、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

個人情報保護委員会は、公益通報者保護法、関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を講ずる。

第14 提供状況の総務大臣への報告

個人情報保護委員会委員長は、法第55条の規定に基づく総務大臣からの求めに応じ、調査票情報の提供情報を取りまとめ、総務省に報告する。

第15 その他

オンサイト利用に係る法第33条及び第33条の2の規定に基づく個人情報保護委員会所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理は、独立行政法人統計センターに全部委託する。

この場合における当該事務処理は、本要綱によらず、独立行政法人統計センターの定めるところによる。

附 則

この事務処理要綱は、令和8年3月24日から施行する。

様式第 1 号

文 書 番 号
〇〇〇年〇月〇日

個人情報保護委員会委員長 殿

申 出 者

調査票情報の提供について（申出）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり調査票情報の提供の申出を行います。

（注）公印、契印等の押印省略可

様式第 1 号別紙（第 33 条第 1 項第 1 号関係）

当該公的機関 当 該 法 人 等		の名称			
所在地 住所		〒			
公的機関 の場合	担 当 部 局 又 は 機関の名称				
法人等の 場合	代表者又は 管理人の職名				
	フリガナ				
	代表者又は 管理人の氏名				
連 絡 先	担当者の所属、職名				
	フリガナ				
	担当者の氏名				
	電話番号		e-mail		

※代理人に委任する場合は、本欄に記載してください。

代 理 人	職業、所属、職名				
	フリガナ				
	氏名		生年月日		
	住所		〒		
	電話番号		e-mail		

1 統計調査の名称、年次等

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

2 調査票情報の利用目的等

(1) 利用の区分

利用形態の区分（※該当する項目の□をチェックしてください。）

- ☐ 調査票情報を利用して行う統計の作成
- ☐ 調査票情報を利用して行う統計的研究
- ☐ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
（下記について、該当する場合チェックしてください。）
- ☐ 調査票情報の利用に係る業務の一部を委託又は共同して研究を実施

(2) 利用目的

ア 利用目的

イ① 調査票情報を利用する手法及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容（上記（１）「利用の区分」が統計の作成又は統計的研究の場合）

- ☐ 他の調査票情報等の利用がある（※該当する場合□にチェックしてください。）

情報の名称：_____

イ② 調査票情報を利用して作成する調査対象名簿に係る統計調査その他の統計を作成するための調査の概要（上記（１）「利用の区分」が名簿の作成の場合）

（※該当する場合□にチェックしてください。）

- ☐ 上記調査は、本申出の公的機関等が調査主体として行う調査である
- ☐ 他の調査票情報等の利用がある

情報の名称：_____

ウ 調査票情報の利用期間

調査票情報の利用期間：

(業務を委託等する者が利用する場合、以下を追記ください。)

委託を受けた者の調査票情報の利用期間：

(3) 成果の公表の有無及び公表方法(上記(1)「利用の区分」が統計の作成又は統計的研究の場合)(※該当する項目の□をチェックしてください。)

☐ **公表**

ア 公表方法(※予定している全ての□をチェックし、名称、時期等を記載してください。)

方法	名称、掲載サイト名等	時期
☐ 論文		年 月
☐ 報告書・書籍		年 月
☐ 学会、研究会等で発表		年 月
☐ 学会誌等に掲載		年 月
☐ その他		年 月

イ 成果の秘匿処理

- ☐ 公表に当たっては、少数の調査客体から算出された数値を秘匿するなど、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう秘匿措置を講ずる。

ウ 公表物への注記

- ☐ 提供機関及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行ったものである旨明記する。

☐ **非公表**

(理由)

- ☐ ただし、公表する必要が発生した場合は、事前に提供機関に相談し、公表の可否の判断を受けるものとする。(必須)

(4) 作成した名簿を用いて実施する統計調査その他の統計を作成するための調査の結果の公表の有無及び公表方法(上記(1)「利用の区分」が名簿の作成の場合)(※該当する項目の□をチェックし、内容を記載してください。)

☐ **公表** (調査結果の公表方法及び予定時期を記載してください。)

☐ **非公表** (理由を記載してください。)

3 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

(1) 利用場所（複数ある場合は全て）

名称：_____

住所：_____

(2) 適正管理措置の内容（※該当する項目の□をチェックしてください。）

ア 組織的管理措置の内容（全て必須）

- ☐ 調査票情報の適正管理に係る基本方針等を制定（公的機関等を除く。）
適正管理に関する基本方針（必須）：_____
- ☐ 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確化
- ☐ 調査票情報に係る管理簿を整備
- ☐ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を実施
- ☐ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施
- ☐ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備

イ 人的管理措置の内容（必須）

- ☐ 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を実施
研修等の名称（必須）：_____

ウ 物理的管理措置の内容

① 利用場所（全て必須）

- ☐ 施錠可能
- ☐ 利用者の制限、入退室管理の実施

② 利用する電子計算機等及び保存媒体の管理（盗難防止等）（全て必須）

- ☐ 利用する電子計算機等はワイヤー等で固定又は未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管
- ☐ 提供を受ける調査票情報、利用している調査票情報の複製及び作成した中間生成物が記録された電磁的記録媒体は、未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管（リモートアクセスの場合を除く。）

③ 利用期間終了時の措置（全て必須。リモートアクセスの場合を除く）

- ☐ 複製した調査票情報及び中間生成物並びにこれらの情報が記録された機器等は復元不可能な方法で削除又は廃棄する。また出力した紙媒体は裁断する。
- ☐ 調査票情報が記録された提供媒体は利用期間終了までに返却（提供媒体がある場合のみ）

エ 技術的管理措置の内容

① 利用者の本人認証（一つ以上必須）

- ☐ パスワード認証
- ☐ 生体認証（指紋、音声、顔画像等）

☐ 物理的認証（U S Bキー、I Cカード等） ☐ その他（_____）

② **利用者以外の者による不正操作、情報漏えい防止対策（一つ以上必須）**

☐ 離席時の自動スクリーンロック（必須） ☐ のぞき見防止対策
☐ P Cローカルドライブの非共有ドライブ化 ☐ その他
（_____）

③ **ウイルス等感染及び情報流出対策（一つ以上必須）**

☐ アンチウイルスソフトの導入
☐ 外部から持ち込む記憶媒体に対し、別の専用端末によるウイルスチェック実施
☐ その他（_____）

④ **調査票情報の漏えい防止対策**

☐ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、調査票情報に係る管理簿に記載の利用者以外の者によるアクセスを制限（必須）

（リモートアクセスの場合全て必須）

☐ 情報セキュリティ対策の状況が不明又は不十分なネットワークを利用しない（公衆無線L A Nは使用しない。）。
☐ P Cのオペレーティングシステム及びブラウザを最新化するなど、リモートアクセス環境への接続（通信を暗号化して利用することを含む。）に当たって求められる利用要件に従う。
☐ リモートアクセス環境へのログイン時に求められる本人確認の方法に従う。
☐ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、外部への持ち出し（画面の撮影、録画等による持ち出しを含む。）は行わない。

（以下のうち一つ以上必須。リモートアクセスの場合を除く。）

☐ 外部ネットワーク接続のない環境で使用
・ 完全なスタンドアローンP Cを使用（無線アクセスポイントも非設定）
・ 外部ネットワークとの接続がない内部ネットワークでのみ使用（（1）に記載した利用場所内の室内にのみ設置された機器で構成される閉鎖環境のネットワーク）
☐ 調査票情報利用時には外部ネットワークから遮断して使用
・ 有線L A Nケーブルを取り外す又は無線L A N接続をオフにする
・ 外部ネットワークへの再接続時には、あらかじめ調査票情報及び中間生成物はU S Bメモリ等の外部記憶媒体に移動させてP Cから取り外す
☐ 高度にセキュリティ管理されたネットワーク内で利用（行政機関又は地方公共団体のみ）
☐ その他（_____）

オ その他の管理措置の内容

・ 調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合（全て必須）

☐ 法令遵守、調査票情報の適正管理、秘密保持等に関する事項が規定された契約を締結
☐ 委託を受けた者による調査票情報の適正管理措置の内容を確認
☐ 委託を受けた者に対する定期的な報告の求め、立入検査の実施等により、必要かつ適切な監督を実施

4 調査票情報の利用者の範囲

※1 別添の調査票情報に係る管理簿に調査票情報を取り扱う者全員（委託等する場合の連絡先及び取扱者を含む。）の所属、氏名、職名等を記載してください。

※2 ☐ をチェックしてください。

☐ 調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合、利用者に含まれる調査票情報を取り扱う者は、以下のいずれにも該当しないことを確認（必須）

- 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ・統計法（平成19年法律第53号）
 - ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 法人等であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者

5 調査票情報の提供を受ける方法及び時期

※ 希望する項目の☐ をチェックしてください。

（1）提供方法

☐ リモートアクセス ☐ 光ディスク ☐ その他（ ）

（光ディスク又はその他を選択した場合、以下の該当する項目をチェックしてください。）

- ☐ 郵送（送付先住所：〒 ）
- ☐ 直接受取
- ☐ その他（ ）

（2）提供希望時期（利用開始希望時期）

☐ 提供準備ができ次第 ☐ その他（ ）

6 著作権の取扱い

※ ☐ をチェックしてください。

☐ 本申出に基づき提供を受けた調査票情報を利用して作成した統計等について申出者名義人及び調査票情報に係る管理簿に記載の利用者は、著作権を主張しない。（必須）

7 その他特記事項

--

〇〇〇年〇月〇日

個人情報保護委員会委員長 殿

組 織 の 長

〇〇統計調査に係る調査票情報の利用について

〇〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、下記のとおり、（法人名、組織名）として、その利用を必要とするものであるため、よろしくお取り計らい願いたい。

記

《記載例》

- ・ 〇〇法人が〇〇年度調査研究事業として行う「〇〇に関する研究」の一環として実施する統計調査の対象名簿を作成する。研究事業のパンフレットは別添 1、本法人及び〇〇大学、〇〇研究所との連携体制は別添 2 を参照
- ・ 〇〇大学が、〇〇学部〇〇年度に実施する「〇〇に関する研究プロジェクト」において、〇〇統計調査に係る調査票情報を利用し、分析を行うとともに、本学主催のシンポジウムにて当該研究成果を広げる。プロジェクトのパンフレットは別添 1、プロジェクト推進体制は別添 2 を参照

注 1) 法人・組織に属する研究者等の個人が、自己の研究等の目的で調査票情報を利用するのではなく、法人・組織等として調査票情報を利用することを簡潔に記載してください。

2) 行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が申出を行う場合は、本様式は不要です。

3) 公印、契印等の押印省略可

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

(申 出 者) 殿

個人情報保護委員会委員長
(公 印 省 略)

〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

〇〇〇年〇月〇日付け（文書番号）の調査票情報の提供に係る申出について、統計法（平成19年法律第53号）第33条第1項の規定に基づき、下記の内容にて承諾します。

また、調査票情報の提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

記

- 1 調査票情報の名称、年次等
- 2 調査票情報の利用目的等
- 3 調査票情報の提供時期
- 4 依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、調査票情報の提供を依頼する場合は、上記依頼書の提出期限までに必要な書類を提出してください。

上記期限までに依頼書の提出がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

(申 出 者) 殿

個人情報保護委員会委員長
(公 印 省 略)

〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について (通知)

〇〇〇年〇月〇日付け (文書番号) の調査票情報の提供に係る申出について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記

依頼書

〇〇〇年〇月〇日

個人情報保護委員会委員長 殿

所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

〇〇〇年〇月〇日付け〇〇号の通知に係る〇〇〇年〇月〇日付け〇〇号の調査票情報の提供に係る申出書のとおり、統計法第33条第 1 項の規定に基づき、下記に係る調査票情報の提供を依頼します。調査票情報の提供を受け、当該調査票情報を利用するに当たっては、日本国の法令及び個人情報保護委員会が定める調査票情報に係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

記

1. 調査票情報の名称、年次等
2. 調査票情報の利用目的
3. 希望提供年月日
4. 利用期間 年 月 日まで

5. 公表関係（統計法第 33 条第 2 項の規定によるもの。統計法第 33 条第 1 項第 2 号の場合のみ）
次表の各公表事項について本依頼に係る公表内容を記載してください。

公表事項	公表内容
①調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称	
②提供した調査票情報に係る統計調査の名称	1 と同じ
③調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する事項	
④調査票情報の利用目的	2 と同じ

※上記以外の公表事項の「調査票情報を提供した年月日」は、3 の提供希望年月日ではなく、実際に提供した年月日とする。

6. 規則第 11 条関係（統計法第 33 条第 1 項第 2 号の場合のみ）
次表の各事項に該当する場合にそれぞれの□にチェック（☒）を付けてください。

事項	該当する場合にチェックを付けてください
①調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている	☐
②規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当しない者である	☐
③規則第 11 条第 2 項第 2 号に該当しない者である	☐
④規則第 11 条第 2 項第 3 号に該当しない者である	☐
⑤規則第 11 条第 2 項第 4 号に該当しない者である	☐

1 から 6 までの記載内容に係る調査票情報の提供についての詳細は、〇年〇月〇日付けの調査票情報の提供に係る申出書及び添付書類のとおりです。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

調査票情報の利用に係る誓約書

文 書 番 号
〇 〇 〇 年 〇 月 〇 日

個人情報保護委員会委員長 殿

申 出 者

〇〇〇年〇月〇日付け〇〇号で提供の申出を行った調査票情報の利用に当たり、
下記の調査票情報を取り扱う者について別添の利用規約を遵守することを誓約し
ます。

記

(調査票情報を取り扱う者)

所属

職名

氏名

(注1) 申出者が公的機関等や法人等の場合、当該機関等の長の名義により、本誓約書を提出してください。なお、申出者が公的機関の場合、調査票情報を取り扱う者の氏名等の記載省略可

(注2) 申出者が個人の場合、利用者全員が利用規約を確認の上、全員の氏名等を記載してください。

(注3) 公印、契印等の押印省略可

調査票情報の提供に係る利用規約

(総則)

第 1 条 統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づく調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「申出者」という。）及び当該申出により調査票情報を取り扱う全ての者（以下「利用者」という。）並びに調査票情報の提供を行う個人情報保護委員会（以下「提供者」という。）は、この規約に基づき、依頼書等（調査票情報の提供に係る申出書及び添付書類並びに調査票情報の提供を求める依頼書及び添付書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この規約及び依頼書等を内容とする利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 申出者は、調査票情報の提供を求める依頼書を提出し、提供者は、調査票情報の提供を求める依頼書に記載された調査票情報を貸与するものとする。
- 3 調査票情報を提供するために必要な一切の手段については、法、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(管理)

第 2 条 利用者は、提供を受けた調査票情報を提供者に返却するまで、法令及び依頼書等に則り善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。

- 2 前項の規定は調査票情報を用いて生成した中間生成物についても同様とする。
- 3 利用者は、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を確認するために必要な資料を適切に管理・保存するものとする。

(利用の制限)

第 3 条 利用者は、調査票情報の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 調査票情報は依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
- 二 調査票情報を用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究等を行わないこと。

(作業委託)

第 4 条 申出者は、調査票情報を利用した統計の作成若しくは統計的研究又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等が取り扱う調査票情報を適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに調査票情報及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。

- 2 前項の受託業者等による再委託は、特別の事情があるものとして提供者が認めた場合を除き原則として認めないものとする。

(依頼書等の変更)

第5条 利用者は、自己の都合により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。

- 2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、調査票情報の提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無等について確認を行うものとし、確認の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、直ちに提供者に申し出るものとする。

- 2 前項において、利用者はデータの受領後 14 日以内に、提供者に対してデータファイル等の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却及び提供者からの再送付に係る郵送費用は、提供者が負担する。

(調査票情報の提供状況の公表)

第7条 提供者は、申出者に調査票情報を提供したときは、法令に則り、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称等の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(利用期間)

第8条 利用者は、調査票情報を依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

- 2 前項において、期限を超えて調査票情報を利用する必要が生じた場合には、期限内に提供者に利用期間の延長の申出を行い、提供者の承諾を得るものとする。
- 3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合(利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。)には、利用者に対し速やかに当該調査票情報等の返却を求めるものとする。

(監査)

第9条 利用者は、調査票情報の利用状況について提供者等が利用者に対して監査を行う場合には、これを拒まないものとする。

- 2 前項の監査を行う場合には、提供者等は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者に通知するものとする。

(履行期限の延長)

第10条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

- 2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第11条 利用者は、災害または事故により調査票情報を紛失した場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに提供者へ報告するものとする。

2 前項の場合において、再度提供を希望するときは、提供者と協議の上、手続等を行うものとする。

3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより調査票情報を紛失し、若しくは調査票情報が漏えいしていることが判明した場合又はそのおそれがあることが判明した場合には、提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第12条 利用者は、調査票情報の利用期間終了までに、ハードディスク、紙媒体等の調査票情報又は中間生成物を消去し、報告書(利用後の措置状況を含む。)及び調査票情報に係る管理簿を添えて、作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するとともに、提供を受けた電子媒体を提供者へ返却する。

2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して調査票情報の返却等を請求したときは、これに従わなければならない。

3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合には、速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告するとともに、調査票情報を返却するものとする。

(成果の公表)

第13条 利用者は、調査票情報を利用して作成した統計又は統計的研究の成果を、申出書に記載した方法により公表しなければならない。

2 前項による公表に際して、利用者は、調査票情報を基に利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

3 利用者は、期間内に第1項による公表ができない場合には、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めたときは、公表に係る期間を延長できるものとする。

4 提供者は、前条第1項に基づき提出された報告書等に基づき、調査票情報を利用した成果について公表するものとする。この場合においては、利用者の権利利益を害することがないように、第1項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

(解除)

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。

二 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき。

三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めるとき。

(法令又は規約に違反した場合の措置)

第15条 利用者が法令又は本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、提供者は以下の措置を講ずるものとする。

一 違反が認められた時点で利用者に対して調査票情報の速やかな返却、中間生成物の消去を

行わせ、以後の利用を中止させること。

二 別表の各号に定める期間、調査票情報の提供、委託による統計の作成等の提供の申出を受け付けないこと。

三 違反の情報について、総務省を通じて、法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターで共有すること。

2 利用者が、他の行政機関又は指定独立行政法人等から法第33条若しくは法第33条の2に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供又は法第36条に基づく匿名データの提供を受けている場合であつて、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。

3 利用者は前二項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

第16条 利用者が調査票情報を利用したことにより、何らかの不利益又は損失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないものとする。

2 利用者が調査票情報を用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合には、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(調査票情報を利用して作成した統計の所有権)

第17条 利用者は、提供を受けた調査票情報によって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

第18条 利用者及び提供者は、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し、又は他の目的に利用してはならない。ただし、法第55条の規定に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

第19条 利用者及び提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表

措置要件	期間
① 期限までに調査票情報の返却等の措置を行わない場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
② 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行った場合	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
③ 調査票情報を紛失した場合	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
④ 調査票情報の内容が漏えいした場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑥ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しなかった場合	行為の内容を勘案し、提供者が定める期間
⑦ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しなかった場合	行為の内容を勘案し、提供者が定める期間
⑧ 上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の国民の信頼を損なうおそれがある行為を行った場合	行為の内容を勘案し、提供者が定める期間

申出書の記載事項変更申出書 文 書 番 号 〇〇〇年〇月〇日 個人情報保護委員会委員長 殿 申出者 所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail 〇〇〇年〇月〇日付け〇〇号の調査票情報の提供に係る申出書について、記載事項の一部を変更したいので、以下のとおり申し出ます。 なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、〇年〇月〇日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。	
当初申出年月日	年 月 日
調査票情報を用いて行う統計の作成、統計的研究等の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

所属等変更届出書 〇〇〇年〇月〇日 個人情報保護委員会委員長 殿 申出者 所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail 〇〇〇年〇月〇日付け〇〇号により承諾を受けた調査票情報の提供に係る申出書等について、〇〇〇〇に変更がありましたので、以下のとおり届出します。	
当初申出年月日	〇〇〇年〇月〇日
調査票情報を用いて行う統計の作成、統計的研究等の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

1 本様式は、申出者の属性に係る形式的又は軽微な変更があった場合に利用することとし、利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更申出書」により申し出ること。

2 地方公共団体が統計を作成する場合の利用期間の更新については、提供機関等が定める期間において利用の都度の申出を省略することができるとされている場合にのみ用いること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 やむを得ない理由により調査研究等が中断した場合など「2. 統計又は統計的研究の成果の概要等」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した内容等を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[illegible]

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

個人情報保護委員会委員長 殿

申 出 者

調査票情報（〇〇統計調査）の提供申出に係る集計等業務委託
契約における秘密保持義務等に関する事項の明記について

〇〇〇年〇月〇日付け〇〇号で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、集計等の業務を（受託者名）に委託すること（委託期間は〇〇〇年〇月〇日まで）としているが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申出書に契約関係書類の写しを添付することができない。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに提出するが、現時点において契約書又は覚書等において、調査票情報の適正な管理や秘密保護等に関して、下記の事項について明記することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 調査票情報の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項（個人情報保護委員会が業務の再委託をすることを認めた場合を除く。）
- ⑦ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

（注）公印、契印等の押印省略可

調査票情報の提供の申出に係る審査票

申 出 者：	申出受付日：
調査の名称：	利用開始希望日：
調査担当：	審査担当：

【審査結果の概要】

形式的審査結果 (審査項目のうち 1、2、3、5、7)	・ 適切である。	・ 不適切である。
	形式的審査担当：	
内容審査結果 (審査項目のうち 2、3、4、6、7、 8)	・ 適切である。	・ 不適切である。
	内容審査担当：	
総合判定	・ 提供して差し支えない。	・ 不承諾が適当である。

<所見>

- 1 「1－1 法第 33 条第 1 項第 1 号該当の確認」又は「1－2 法第 33 条第 1 項第 2 号該当の確認」
- 2 「2 調査票情報の利用目的」について
- 3 「3 利用する調査票情報の名称及び範囲」について
- 4 「4 利用する調査事項及び利用方法」について
- 5 「6 結果の公表方法及び公表時期」について
- 6 「7 調査票情報の利用者の範囲」について
- 7 「8 利用場所及び適正管理措置の内容」について

1 申出根拠

<チェック欄>
問題
なし 問題
あり

ア 法第33条第1項第1号に基づく申出

イ 法第33条第1項第2号に基づく申出

1-1 法第33条第1項第1号該当の確認

■ 法人、組織として、その利用を必要とするものの書類の添付……………

☐ ☐

■ 上記書類の説明が妥当なものか。……………

☐ ☐

1-2 法第33条第1項第2号該当の確認

<添付確認>

ア 委託研究を示す文書

イ 共同研究を示す文書

ウ 補助（公募）の関係を示す文書

エ 行政機関又は地方公共団体の長の公文書

オ 調査研究等の概要に関する資料

……………

☐ ☐

2 調査票情報の利用目的

(1) 利用形態

ア 統計の作成

イ 統計的研究

ウ 統計を作成するための名簿

(法第33条第1項第1号該当のみ)

(2) 利用目的

■ 利用形態、研究計画、教育内容等と齟齬はないか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報の利用に係る全ての利用目的が記載されているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報を利用して行う統計の作成等が、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないかどうか確認し、そうしたおそれがない旨が記載されているか。……………

☐ ☐

3 利用する調査票情報の名称及び範囲

(1) 名称 ① _____ ② _____

③ _____ ④ _____

(2) 年次： _____

(3) 地域： _____

(4) 属性的範囲： _____

■ 対応可能な調査票情報か。……………

☐ ☐

■ 結果が公表されていない調査 ア あり イ なし ……………

☐ ☐

① 公衆衛生上重大な危害が生じた緊急の事態に対処するために必要

② 公衆衛生上重大な危害が生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要

③ 経済事情の急激な変動その他の事情が生じた緊急の事態に対処するため必要

④ 経済事情の急激な変動その他の事情が生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要

⑤ 公的機関が事務を処理するに当たって公表期日前に提供することが必要不可欠

☐ ☐

4 利用する調査事項及び利用方法

<チェック欄>
問題なし 問題あり

<調査事項>

- 利用する調査事項が特定できる記載となっているか。.....
- 利用目的のほか、集計様式や分析出力様式等に照らし、不要なものが含まれていないか（客観的・外形的に判断）。.....
- 名称・所在地を利用する場合、理由の記載があり、必要性は認められるか。.....

☐	☐
☐	☐
☐	☐

<利用方法>

- 集計様式、分析出力様式（イメージでも可）が全て添付されているか。.....
- 利用目的等と照らし合わせて、集計様式、分析出力様式は妥当か。.....
- 公表結果から作成可能な集計様式、分析出力様式はないか。.....

☐	☐
☐	☐
☐	☐

5 利用期間

ア 6か月未満 イ 6か月以上1年未満 ウ 1年以上

- 利用目的等から最小限の期間となっているか。.....

☐	☐
--------------------------	--------------------------

6 結果の公表方法及び公表時期

ア 公表する



イ 公表しない



- 理由は妥当か。.....
- 秘匿は妥当か。.....
- 発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や記載予定の学術誌、機関誌、専門誌など、調査研究の成果を公表する方法が記載されているか。.....
- 提供元の行政機関等及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行う旨が記載されているか。.....

☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

7 調査票情報の利用者の範囲

- 限定列举となっているか。.....
- 必要最小限となっているか。.....
- 欠格事由に該当しないことが確認されているか。.....
- 業務を委託する場合、契約書や誓約書等が添付されているか。.....

☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

8 利用場所及び適正管理措置の内容

<チェック欄>
問題
なし 問題
あり

公的機関等又は法人等の場合

<組織的管理措置>

- 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めているか（公的機関等を除く）。…………… ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報に係る管理簿を整備しているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行っているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備しているか。…………… ☐ ☐

<人的管理措置>

- 法人等の場合、調査票情報を取り扱う者が欠格事由に該当しないか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っているか。…………… ☐ ☐

<物理的管理措置>

- 調査票情報を取り扱う区域を特定しているか。…………… ☐ ☐
- 利用及び保存場所が日本国内であるか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置（法人等が法第 33 条の 2 の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は、加えて、当該区域の状況の常時監視をするための措置）を講じているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講じているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行う旨が記載されているか。…………… ☐ ☐

<技術的管理措置>

- 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講じているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じているか。…………… ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講じているか。…………… ☐ ☐

<その他の管理措置>

- 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこととされているか。…………… ☐ ☐
- 委託した者に対する必要かつ適切な監督を行うこととされているか。…………… ☐ ☐

公的機関等又は法人等以外の者の場合

＜チェック欄＞
問題
なし 問題
あり

＜物理的管理措置＞

- 調査票情報を取り扱う区域を特定しているか。..... ☐ ☐
- 利用及び保存場所が日本国内であるか。..... ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置（法第 33 条の 2 の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は、加えて、当該区域の状況の常時監視をするための措置）を講じているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講じているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。..... ☐ ☐

＜技術的管理措置＞

- 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講じているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講じているか。..... ☐ ☐

＜その他の管理措置＞

- 調査票情報の提供を受けた者が、調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報に係る管理簿を整備しているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行っているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めているか。..... ☐ ☐
- 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこととされているか。..... ☐ ☐
- 委託した者に対する必要かつ適切な監督を行うこととされているか。..... ☐ ☐

9 提供機関において設定した事項

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

個人情報保護委員会委員長 殿

申 出 者

調査票情報（〇〇統計調査）の提供申出に係る調査研究における研究協力者について

〇〇〇年〇月〇日付け〇〇号で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、
（調査研究の名称）に利用することとしているが、下記の者を当該調査研究の研究協力者としている
ので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

氏名	所属・職名	備考

個人情報保護委員会調査票情報利用管理リスト

調査名	年次・月次等	調査票情報 の形式	ドキュメント			提供の可否	オンサイト 利用の可否	担当課室 ・係名	連絡先
			データ レイアウト	コード表 (符号表)	その他 (具体的に)				